

【契約書別紙】（兼、重要事項説明書）

米子市総合事業通所介護

1. ご利用場所

- ・米子医療生活協同組合デイサービスたんぽぽ（鳥取県米子市博労町3丁目80-1）

2. 事業所施設の概要

- ・施設総面積 122.0㎡
- ・備品等 送迎専用自動車、車椅子、シルバーカー、作業台、血圧計、聴診器、テーブル、椅子、各種レクリエーション物品、他

3. 職員の配置状況

- ・管理者1名、生活相談員1名、介護職員1名以上
（米子診療所看護師と連携を図ります）

4. 定員

- ・定員は18名とする。

5. 通所介護の内容

- ・営業日 毎週の月・火・水・木・金・土曜日（但し、1月1日～1月3日は休業）
- ・営業時間 午前8時半～午後5時
- ・サービス提供時間 午前9時～午後4時半
- ・サービス内容 通所介護計画に沿って送迎・食事の提供・機能訓練、その他必要な介護等を行います。
- ・個別機能訓練 実施日は月・火・水・木・金・土曜日

6. 通常の実施地域 米子市

7. 料金

サービスを利用した場合にお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用者負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- ・介護サービス単位にかかる自己負担額（1割負担の場合） 2024年4月1日以降

要支援1・事業対象者(週1回程度)	1割負担	436円（1回あたり、月4回まで）
要支援2・事業対象者(週2回程度)	1割負担	447円（1回あたり、月8回まで）

※要支援1・事業対象者(週1回程度)の方の月5回目の利用に対し自己負担はいただきません。

※要支援2・事業対象者(週2回程度)の方の月9回目の利用に対し自己負担はいただきません。

（付加）口腔機能向上加算 150円（月1回）

（付加）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

要支援1・事業対象者(週1回程度) 72円（月1回）

要支援2・事業対象者(週2回程度) 144円（月1回）

（付加）処遇改善加算Ⅰ 1か月あたりのサービス利用料金の5.9%分相当

- ・食費 490円（1日あたり ※組合員は370円）
- ・その他 オムツ代等のご使用により実費負担となります

8. 健康上の理由による中止

- ・ご利用者様の体調・病状により、サービス内容の変更または中止、もしくはサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・ご利用中の体調・病状の悪化の場合には、ご家族にご連絡の上、適切に対応します。
また、必要に応じて速やかに主治医と連絡を取り、必要な処置を講じます。

お電話 続 柄